

平成30年第7回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成30年7月25日(水)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 樋渡 奈奈子 委員 根來 興宣
- 4 欠席委員 委員 菊池 すみ子
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
理事兼学校教育課長 丸田 浩之
生涯学習課長 中野 裕夫(秘密会時退室)
文化財課長 佐藤 良彦(秘密会時退室)
参事兼教育総務課長補佐 松戸 幸二
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
議案第11号 多賀城市文化財保護委員会の人事について
議案第12号 指定管理者の候補者の選定方法について
議案第13号 平成31年度使用教科用図書の採択について
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第7回定例会を開会します。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、平成30年第6回定例会及び第2回臨時会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前に配付しておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会及び臨時会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、前回定例会及び臨時会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において樋渡委員、根來委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより、本会議に入ります。

諸般の報告ですが、はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いします。副教育長。

副教育長

それでは諸般の報告を行います。議案資料の1ページをお願いいたします。

平成30年第6回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

まず、教育総務課関係ですが、7月13日、「平成30年度東北六縣市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会」が山形県山形市で開催され、菊池委員、根來委員が出席いたしました。

次に、学校教育課関係ですが、7月19日、「平成30年度第2回仙台地区教科用図書採択協議会」が名取市で開催され、教育長が出席いたしました。同協議会での結果を踏まえて、本日の定例会に議案を提出しております。

7月20日、市内の小・中学校では第1学期の終業式が行われ、7月21日

から8月25日まで、36日間の夏休みに入っております。

7月21日から25日まで、「宮城県中学校総合体育大会」が県内各地で開催され、本市代表として市中総体を勝ち上がった多くの選手が出場し、熱戦を繰り広げています。

次に、生涯学習課関係ですが、6月28日、「平成30年度第1回多賀城市スポーツ推進審議会」が開催され、平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画案について承認されました。

7月4日、「平成30年度多賀城市青少年育成センター専任青少年補導員第2回情報交換会」を開催しました。青少年の健全育成を目的とした巡回に当たっての注意点や改善点などについて、情報の共有や意見交換を行いました。

同日、東北学院大学と多賀城市の連携事業「平成30年度春期地域住民のための大学公開講座」の閉講式が東北学院大学工学部で行われました。全8回の講座には延べ336名が参加し、受講登録者55名のうち46名に修了証が授与されました。

7月8日、「ロビーステージ&サークルフェア2018」が文化センターで開催されました。ロビーステージには、歌やダンス、楽器演奏など16団体が参加しました。また、サークルフェアには、小物やアクセサリといった雑貨品や手作りお菓子など77団体が出展し、3,911名の来場者がありました。

7月12日、「大代地区公民館指定管理者評価委員会」が開催され、平成26年度からの実績に基づき評価し、評価結果は合格となりました。

7月13日、「第39回少年の主張仙台地区大会」が名取市で開催されました。本市代表の多賀城中学校3年米倉^{まれつぐ}希胤さんは優良賞になりました。宮城県大会に出場する優秀賞は、富谷市と大和町代表の生徒でした。

7月15日、「平成30年度多賀城市民スポーツ大会ソフトボール大会」が中央公園等で開催されました。19チーム276名が参加し、優勝は八幡上二区、準優勝は笠神西区、第3位は高橋南区と八幡上一区でした。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

次に、文化財課関係ですが、6月29日、「多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会総会」が市役所で開催され、教育長、副教育長、文化財課長等が出席しました。平成29年度事業報告、収支決算報告及び平成30年度事業計画、収支予算などについて承認されました。

7月2日、「平成30年度全国史跡整備市町村協議会第1回役員会」が東京都内で開催され、市長、文化財課長が出席しました。10月に開催予定の総会に提出する議案について承認されました。

7月11日、歴史的食文化体験学習の一環として、歴史学習及びそばの種ま

きを多賀城政庁跡周辺等で実施し、城南小学校6年生126名が参加しました。

以下、別表は社会教育事業等の開催状況等ですので、朗読は省略させていただきます。

4ページをお開きいただきます。平成30年7月25日提出、教育長名、以上で報告を終わります。

教育長

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

日程第4 議事

議案第11号 多賀城市文化財保護委員会の人事について

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、議案第11号「多賀城市文化財保護委員会の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第11号「多賀城市文化財保護委員会の人事について」、御説明いたします。

本案は、現在の文化財保護委員会委員の任期が平成30年7月31日をもって満了となりますことから、新たな多賀城市文化財保護委員会委員を任命するものでございます。

次の7ページ、議案関係資料を御覧ください。

下段に、多賀城市文化財保護条例第6条について抜粋しておりますが、当該保護委員会は、「教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び解除、並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議する」ために設置しているものでございます。委員定数は10名以内、任期は2年となっております。

上段に、委員会委員名簿を記載しておりますが、今回任命予定の10名のうち、No.4の鈴木由利子氏と、No.7の鈴木朝二氏、No.10の古川一明氏の3名を除く7名の方については、再任となります。

今回新たに任命する3名の方ですが、No.4の鈴木由利子氏は、東北学院大学の東北文化研究所客員として、民俗の分野からの選任です。

次にNo.7の鈴木朝二氏は、元多賀城市立東豊中学校長で、歴史教育分野からの選任です。

最後のNo.10、多賀城跡調査研究所長古川一明氏につきましては、本年4月1日の人事異動で所長として就任いたしましたので、充て職により調査研究分野から選任するものです。

恐れ入ります、5ページにお戻りください。

今回任命予定の委員の任期ですが、本年8月1日から平成32年7月31日までとなります。以上で説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第11号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、議案第11号について原案のとおり決定いたします。

議案第12号 指定管理者の候補者の選定方法について

教育長

次に、議案第12号「指定管理者の候補者の選定方法について」を議題といたします。

内容は、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、9ページをお開き願います。

議案第12号「指定管理者の候補者の選定方法について」を説明させていただきます。

本案は、平成31年3月31日をもって現在の大代地区公民館の指定管理者の指定期間が満了することから、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間の施設の管理運営を委ねる指定管理者の候補者を非公募、公募しないで選定するということについてお諮りするものです。

はじめに、大代地区公民館の指定管理の状況について説明させていただきますので、14ページを御覧願います。

3の現在の指定管理の概要です。(2)の指定管理者が行う業務の範囲ですが、包括的に申し上げますと、施設の維持管理運営及び社会教育事業に関する業務となります。

指定管理者は、(4)に記載の多賀城市大代地区コミュニティ推進協議会です。現在は1期目の指定期間となります。

なお、同協議会は、大代地区の5つの区の住民で構成された組織で、平成元年5月に設立され、地域住民が自らの意思で自らの課題を解決していこうと、明るく住みよいふるさとを築くことを目的とした市民団体であります。

続いて、4の多賀城市大代地区公民館指定管理者評価委員会の概要について、御説明します。

この指定管理者制度とは、民間事業者などに公の施設の管理運営を委ねる制度です。

その意図は、民間事業者のノウハウを活用することで、公の施設の管理の効率化、住民サービスの向上、行政コストの削減、地域の活性化などを図ることにあります。

従いまして、民間事業者に管理運営を委ねた結果、その効果がどの程度のものであるかを、指定期間を通して評価する必要があります。そこで、「多賀城市指定管理者導入方針」に基づき、大代地区公民館指定管理者評価委員会を設置し、現在の指定管理者による事業の効果を評価しました。

評価委員会は、(1)に記載のとおり、7月12日に開催し、各評価委員には事前に指定管理者の評価に必要な資料を配付しました。会議当日には配付資料の説明、指定管理者への質疑応答などを行い、評価いただきました。

評価委員は、(2)に記載の5名で、これは「多賀城市指定管理者導入方針」に基づいて選任しております。

次のページをお願いします。

(3)の評価方法です。審査項目は17項目とし、審査項目ごとに5点満点の6段階で採点することとしました。評価委員1人当たり85点、全体で425点が満点となります。そして、合計点の6割、255点を超えた場合を合格とし、合格も優・良・可の3段階に区分して評価することとしました。

審査の結果は(4)に記載のとおり、359点で、「合格(良)」の評価となりました。

17ページを御覧願います。A3の様式となっておりますので、資料を縦に御覧いただければと思います。

こちらは、実際の評価に当たって使用した「審査基準及び採点表」です。

審査項目は、表の一番左側に表示しておりますとおり、「サービスの向上」

と「業務遂行能力」の2つの分野に大きく区分いたしました。

大項目の一つの「サービスの向上」分野では、「施設の維持管理」の取組、利用者サービス、地域との連携などといった「利用者への対応」への取組、日常の安全管理や緊急時の対応や個人情報の保護などの危機管理に関する取組、社会教育事業の状況に関してです。

もう一つの大項目であります「業務遂行能力」分野では、人員配置、人材育成といった「人的能力」、「経営能力」や意欲・創造力などの指定管理業務を担うべき団体としての能力面に関して、審査項目ごとに評価の視点を示させていただきました。

その上で、各評価委員には、それぞれの審査項目について、指定管理者が提出した実績報告書などを基に評価していただいたところです。

表の右側のAからEまでアルファベットの表記がありますが、これは各評価委員を表しており、記載の数値は、各評価委員の採点内容となります。

次に、19ページを御覧ください。こちらは、評価委員の意見一覧です。

採点に併せて、期待できる点と今後の課題について、自由記述により意見を提出していただいたものです。

全体的に、期待できる点が多く挙げられており、今後の課題についても否定的な意見が少なく、建設的な提案がなされたところです。

以上、現在の指定管理の状況と評価結果について御説明いたしました。本稿は、冒頭にも申し上げましたとおり、次の5年間の指定管理候補者の選定方法を決定するものです。そして、その候補者を非公募、つまり公募によらないで選定するという事をお諮りするものです。

11ページを御覧ください。

ここでは、指定管理者を非公募により選定する理由等について整理しております。

まず、(1)の法的根拠及び条件でございますが、枠で囲んだ参考と書かれた上の表を御覧願います。

「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条の規定により、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、原則、公募するものとあります。ただ、同条ただし書の規定により合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる、つまり、非公募で選定することも可能となっております。

では、非公募により選定する場合の合理的理由とはなにかということですが、枠で囲んだ下の表を御覧願います。

こちらは「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関

する条例施行規則」でございます。規則第2条に具体的な合理的な理由を規定しておりまして、本案は、第2条第2号及び第3号に適合することをもって、非公募とする法的根拠とするものであります。

次の12ページをお願いします。

(2)の本件事例に係る具体的判断根拠です。ただ今手続規則第2条第2号及び第3号に適合すると判断すると御説明しましたが、その具体的根拠を整理したものです。

一つ目は、現在の指定管理者である大代地区コミュニティ推進協議会は、地域と一体となって事業の実施に努めていることがあげられます。

この取組の意図は、①から④として整理しておりますが、地域の中で学びの成果を生かす生涯学習の推進や生涯学習・社会教育の拠点であると同時に地域コミュニティの拠点形成等にあることです。

そして、このことは、本市が進めている市民協働によるまちづくりの一翼を担うものであります。

二つ目としては、同推進協議会は、大代地区住民を中心に近隣地域の住民を職員として採用しており、地域雇用の観点からもこれを維持していく必要性があることです。

三つ目として、地域の児童生徒の安全安心な居場所づくりの一つとして「集いの広場」、「子ども広場」の取組などを行っていること、そして、社会環境の変化に即した取組により、施設利用者数も経年で安定しており、利用者アンケートでは、高い満足度を得ていることが挙げられることです。

そして、こうした実績をもとに、指定管理者評価委員会における評価結果も「合格（良）」であったことから、市民が中心となって活動する市民活動団体として、今後も引き続いて管理を行うことによる相当程度の事業効果が期待できることによります。

については、繰り返しとなりますが、手続条例第2条ただし書及び手続規則第2条第2号及び第3号により、いわゆる「地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること」、現に指定管理者による管理を行っている者が、引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できることの合理的理由と判断し、次期指定管理者の候補者の選定は、公募によらないことが適当と判断するものでございます。

次に、今後の予定について御説明させていただきます。16ページを御覧ください。

本日、本案のとおり決定をいただきましたならば、行政経営会議を経て、大代地区コミュニティ推進協議会に対して、次期指定管理に関する業務仕様書な

どを提示し、提案書をはじめとした申請書類の提出を求めることとします。

提案書等の内容については、10月上旬の選定委員会において審議を行い、これが合格となれば、次期指定管理者の候補者として選定させていただくこととします。

その後、改めて教育委員会定例会等で御審議いただき、最終的には市議会の議決を受けて次期指定管理者の指定を行うこととなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ございませんか。根來委員。

根來委員

質問ではなく意見です。地域活性の意味あいの一つとしてこのコミュニティ推進協議会の立ち上げがあったと思うのですが、地域活性の原則に「地産地消」があると聞いたことがあるのですが、そういった観点からこういう団体が大代地区公民館を運営するのは、私は賛成と考えています。その中においても、地域住民の人的能力と人材を活用するという部分もそうですし、何よりも地域のことを分かっているから、地域の実情に応じた企画もできると思います。

ただ、やはり公の施設という観点からすると、この評価表を見ますと、「利用者への対応」と「人的能力」の部分が若干低いということと、総合評価としては合格とはいえ「良」という観点から考えると、そういった部分での努力が必要になって来ます。地域の団体だから良いということだけではなくて、合格の中でも「優」に少しでも進展していくように課題を与えつつ委託をするということによいのではないかと思います。以上です。

教育長

これは意見ということによろしいですね。

根來委員

はい。

教育長

それでは、樋渡委員。

樋渡委員

私も反対か賛成かということではなく意見として。地域住民の集まりが積極的にやっていることはとても評価できると思うのですが、ただ、非公募にすることで、同じように目的を持った地域住民がいらっしやったら、機会を奪うことになるのではないかと、そこだけがちょっと気になります。今後新たに、自分たちでもこのようなことをやってみたいという団体がいたときに、その機会を与えるということも大切なのではないかなと考えています。

12ページに、大代地区住民を中心に近隣地域に住民を職員として雇用とありますが、このことで、これは他の団体が来たとしても大代地区の住民が雇用されると良いと考えています。

それから評価についてですが、5名の方の意見を客観的に見て、厳しく見ている方と好意的に見ている方と分かれていて、少し偏りがあるのではという気もしたのですが、厳しい見方の方でも合格点を出しているということは、評価できるのではと思いました。以上です。

教育長

御意見いただきましてありがとうございました。ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第12号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、議案第12号について原案のとおり決定いたします。

議案第13号 平成31年度使用教科用図書の採択について

教育長

次に議案第13号ですが、本件については秘密会としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

(生涯学習課長、文化財課長 退室)

(秘密会の会議録については、別途作成)

それでは、関係課長に入室願います。

(生涯学習課長、文化財課長 入室)

日程第5 その他

教育長

次に日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題にしたい事項がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、平成30年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後1時34分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成30年8月20日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委員

印